(定価 箇年 三万八千八百八十円)

大分県知事

広

瀬

勝

貞

三月三十 令 一 九 和 三 四 号 年 日 火 曜 H

1

発起人の住所及び氏名 別府市亀川浜田町九番十九号

届出事項

別府市亀川四の湯町十六番十四号 脇 文生 永井 美津男

別府市大字鶴見四千二百二十三番地の四十二

豊島

功

目

次

示

2 加入区

法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 別府市加入区

3

大分県漁業協同組合

指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

应

令和三年三月三十日から同年四月十三日まで

2 縦覧場所

大分県漁業協同組合事務所 大分市府内町三丁目五番七号

別府市亀川浜田町九百九十一番地の百十七

大分県漁業協同組合別府支店事務所

.....七

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十四条第九項の規定により、大分県資源管

大分県告示第二百三十四号

示

〇 告

土地改良区の役員の就退任

<u>二</u>件

都市計画事業の事業計画の変更認可……………………………六

大分県告示第二百三十三号

以下「法」という。)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった に供する。 ので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧 条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。)第五 (昭和二十七年法律第二十八号。

令和三年三月三十日

(別紙一―五) 第八中「別紙一―四 (別紙一―四)の次に次のように加える。

理方針(令和二年大分県告示第六百八十三号)の一部を次のように改正したので、同条第十 項において準用する同条第六項の規定に基づき、公表する。 令和三年三月三十日 くろまぐろ(大型魚)」を「別紙一―五 大分県知事 するめいか」に改める。 貞

特定水産資源

大分県報 (告示)

令和三年三月三十日

規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表す 大分県告示第二百三十六号(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和三管理年度における同項に		漁業の種類 五、四七五 区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。 一次である。 大の表の上欄に掲げる知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を担漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を担漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を担漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を担漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を担漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を担漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を担漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を担漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を担漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を担漁獲可能量	力 獲	「「「「「「「」」」」	②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域	① 水域 二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第十六条第一項に規定する知事第一章。 オーター・データ オーター・ファイオータ コート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					大分県台 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 大分県台 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 大分県台 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 六・第三 するめいか 知事管理区分 知事管理 (田事管理区分の漁業区分 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 (2) 水域 ② 対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 ② 対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 ② 対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 ② 対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 ② 対象とする漁業 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするよ大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするよう。) ③ 漁獲可能期間 周年 ② 対象とする漁業 (大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「するめいか漁業を費が、力量の上限は、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十月する。 ② 対象とする漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法と、漁獲可能量による管理とり、漁獲量を増加さ管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十月する。 ② 対象とする漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法と、次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法と、次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法と、次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法と、次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法と、次の表に掲げるとおりとする。 「会議の事業の事業の事業の事業の情理の手法等の事業を除く。以下「するめいか漁業を増加さる事項を開いた。」 「本籍の対象とする。この場合における当該漁業に係った。」 「本籍の人の表情を関する。」 「本籍の人の表情を関する。」 「本籍の人の表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表
 業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、くろまぐろ 備考 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁 大分県 漁獲可能量 一次の種類	大分県くろまぐろ(大型魚)漁業区分 大分県とちまぐろ(大型魚)漁業区分 大分県とちまとり 大の県とちまとり 大の県とちまとり 大の県とちまとり 大の県とちまとり 大の県とちまとり 大の県とちまとり 大の県とちまとり 大型の 大の県とちまとり 大の県とり	力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努 備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 六・三トン次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁 大分県くろまぐろ(大型魚)漁業区分流復可能量による管理以外の手法として、漁		 選獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能期間 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能期間 大分県 漁獲可能期間 	 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 協獲可能量の知事管理区分への配分の基準 協獲可能量の知事管理区分への配分の基準 協獲可能量の知事管理区分への配分の基準 協獲可能量の知事管理区分への配分の基準 協議可能量を増加させない場合 大分県くろまぐろ(小型魚)漁業区分 大分県に定められた都道府県別漁獲可能量は、次の当該知事管理区分への配分の基準 大分県くろまぐろ(小型魚)漁業区分 大分県とする漁業 大分県に定められた都道府県別漁獲可能量は、次の管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までとまる。 は、次の当該知事管理区分への配分の必要に表する。 は、次の当該知事管理区分への配分の必要に表する。 は、次の当該知事管理区分への配分の基準 は、次の当該知事管理区分への配分の基準 	②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 とい	① 水域 ② の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 ② の対象とする漁業 ② の対象とする漁業 ② 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかと ※ 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいか漁業」とい ② の対象とする漁業 ② が身とする漁業 (大色管理区分に属する漁業を除く。以下「するめいか漁業」とい ② の対象とする漁業 ※ 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかと ※ 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかと ※ 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかと ※ 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかと ※ 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかと ※ 大分県に住所又は主たる事務所をの他の事務所の所在地がある者がするめいかと ※ 大分県に定められた都道府県別漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までと ※ 大分県くろまぐろ(小型魚)漁業区分 ② 大分県であり、「大分県であり、漁業区分 ② が象とする漁業で能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までと ※ 大分県であり、「大分県であり、漁業区分 ② が象とする漁業では、大の表の上欄に掲げる知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事な。 ② がまる。 ② がまる。 ② がまる。 ② がまる。 ※ 大分県であり、「大会・「東西域では、大の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事を理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事する。 ② がまる。 ② がまる。 ※ 大会・「大会・「大会・「大会・「大会・「大会・「大会・」」」という。)第十六条第一項に規定する知事を理込を表した。 ※ 大会・「大会・「大会・」」といる。 「大会・」」といる。 「	大分県するめいか漁業区分 大分県するめいか漁業区分 (2) 漁獲可能量の知事管理区分を構成する事項 (5) 水域 (6) 和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (6) 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを 「大分県で3人業(大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「するめいか漁業」とい (2) 漁獲可能期間 (3) 漁獲可能期間 (3) 漁獲可能期間 (4) 書談知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない 管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までと 「大分県で3人、2のまぐ3の(小型魚)、くろまぐ3の(小型魚)、くろまぐ3の(小型魚)、くろまぐ3の(小型魚)、くろまぐ3の(小型魚)、くろまぐ3の(小型魚)、くろまぐ3の(小型魚)、くろまぐ3の(小型魚)、くろまぐ3の(小型魚)、くろまぐ3の大型魚)及びするめいかに関する令和三管理漁獲可能量が、次の表の上欄に掲げる知事管理区分における管理の手法は、次の表の上欄に掲げる知事管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までと 「大分県で3人、2のまで3の(小型魚)、くろまぐ3の(小型魚)、くろまぐ3の(大型魚)及びするめいかに関する令和三管理漁獲可能量が、次の表の上欄に掲げる知事管理区分における業とする。 (5) ま第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理とし、漁獲目で3人で3人で3人で3人で3人で3人で3人で3人で3人で3人で3人で3人で3人で	血獲可能量の知事管理区分及び知事管理区分への配分の基準 血獲可能量の行事での知事管理区分への配分の基準 血獲可能量の分享の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までとは、通療可能量に、流の表の上欄に掲げる知事管理区分及び知事管理区分への配分の基準とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までとは、通復回行法等 ・ (今和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法である。 ・ (今和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法でおりとする。 ・ (今和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法でおりまする。 ・ (今和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法では最近、次の表の上欄に掲げる知事管理区分及び知事管理直獲可能量に、次の表の上欄に掲げる知事を担いる。 ・ (日本で四月・日までと)・第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量に、次の表の上欄に掲げる知事を理点後可能量の・セトン ・ (日本で四月・日までと)・第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量に、次の表の上欄に掲げる知事を理区分及び知事管理区分及び知事を開まる。 ・ (中国・日本では、次の表の上間に掲げる知事という。) (本はは、次の表の上間に掲げる知事という。) (本はは、次の表の上間に掲げる知事という。) (本はは、次の表の上間に掲げる知事という。) (本はは、次の表の上間に掲げる知事という。) (本はは、次の表の上間に掲げる知事という。) (本はは、次の表の計画を理る)の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表	知事管理漁獲可能量	知事管理区分	
全量を大分県するめいか漁業区分に配分する。 全量を大分県するめいか漁業区分に配分する。 本の種類 の種類 の性で、次表に掲げるとおりとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努 備考力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努 備考の種類 のいか漁業 のいか漁業 本の社 五、四七五 五、四七五 五、四七五 本の世 の地 の地 の地 の地 のは のは のは のは のは のは	全量を大分県するめいか漁業区分に配分する。 五、四七五 「の種類 「のでででは、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁 「大分県 「大の県 「大の県 「大の県	力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努 備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 六・三トン次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁 大分県くろまぐろ(大型魚)漁業区分漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 知事管理区分	無後丁岩堂にころで埋入下の手を下です。	(本) 大分県くろまぐろ(小型魚)漁業区分 知事管理区分 知事管理区分 の	(2) 対象とする漁業 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを (3) 漁獲可能期間	②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 とい ス分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを 「採捕する漁業(大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「するめいか漁業」とい 「区う。) う。) 3 漁獲可能期間 高度との言葉を 次分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを 第一 2 対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 第一 3 漁獲可能期間	((今和三年四月一日から今和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (今和三年四月一日から今和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (今和三年四月一日から今和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいか漁業」とい 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいか漁業」とい 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいか漁業」とい 方。) 周年 「大分県でありたまであり、大分県であり、大分県であり、大分県であり、大分県であり、大分県であり、大分県であり、大分県であり、大分県であり、大分県であり、大人の表の上欄に掲げる知事に提供する漁業法 大分県であり、大分県であり、大人の表の上欄に掲げる知事に提定する加事管理がある。 大分県であり、大分県であり、大人の表の上欄に掲げる知事に表した。 大分県であり、大分県であり、大人の表の上欄に掲げる知事に表した。 大分県であり、大分県であり、大人の表の上欄に掲げる知事に表した。 大分県であり、大人の表の上間であり、大人の表の上欄に掲げる知事に表した。 大分県であり、大人の表の上間であり、大人の表の上欄に掲げる知事に表した。 大分県であり、大人の表の上間であり、大人の表して、大人の表の上間であり、大人の表の上間であり、大人の表の上間であり、大人の表の上間であり、大人の表の上間であり、大人の表の上間であり、大人の表の上間であり、大人の表の上間であり、大人の表の上間であり、大人の表のよりに表して、大人の表の上間であり、大人の表の上間であり、大人の表のよりに表して、大人の表の上間であり、大人の表の上間であり、大人の表の上間であり、大人の表の上間であり、大人の表の上間であり、大人の表の上間であり、大人の表のよりに表して、大人の表のよりに表して、大人の表のよりに表して、大人の表のよりに表して、大人の表のよりに表して、大人の表して、大人の表のよりに表して、大人の表のよりに表して、大人の表のよりに表して、大人の、大人のもの、大人の、大人の、大人の、大人の、大人の、大人の、大人の、大人の、大人の、大人	大分県するめいか漁業区分 (令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 (の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 (令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利三年四月)という。)第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量 (で利三年四月)という。)第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量 (で利三年四月)という。)第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量 (で利三年四月)という。)第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量 (で利三年四月)という。)第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量 (で利三年四月)という。)第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量 (で利三年四月)という。)第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知恵 (で利三年四月)という。)第十六条第一項に規定するの。)第14444 (で利三年四月)という。)第14444 (で利三年四月)という。)第14444 (で利三年四月)という。)第14444 (で利三年四月)という。)第14444 (で利三年四月)という。)第14444 (で利三年四月)という。)第14444 (で利三年四月)という。)第14444 (で利三年四月)という。)第14444 (で利三年四月)という。)第14444 (で利三年四月)という。)第14444 (で利三年四月)という。)第14444 (で利三年四月)という。)第14444 (で利二日本))(で利二日本))(で利二日本))(で利二日本))(で利二日本))(で利二日本))(で利二日本))(で利二日本))(日本))(日本))(日本))(日本))(日本))(日本))(日本))	能量は、次の表の上欄に掲げる知事・七トン	区	② 漁獲量の知事管理区分への配分管理とし、漁獲量等の報告期限は、管理とし、漁獲量等の報告期限は、する。
 業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、くろまぐろ 備考 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない 第二 管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までと する。	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	第三人の () () () () () () () () () () () () ()	(注)	<u>漁獲可能期間</u> 知事管理区分う。)	漁獲可能期間	漁獲可能期間	① 水域	(今和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法大分県する漁業(大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「するめいか漁業」といま、知事管理区分を構成する事項 (今和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法大分県する漁業が、するめいかの採捕を行う水域 (令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法大分県する漁業(大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「するめいか漁業」とい (令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 (で利力を構成する事項)に規定する知事管理区分に、同表下欄に掲げる数量とする。 (の表の上欄に掲げる知事管理区分に、同表下欄に掲げる数量とする。 (の表の上欄に掲げる知事管理区分に、同表下欄に掲げる数量とする。) (の表の上欄に掲げる知事管理区分に、同表下欄に掲げる数量とする。) (の表の上欄に掲げる知事管理区分に、同表下欄に掲げる数量とする。) (の表の上欄に掲げる知事管理区分に、同表下欄に掲げる数量とする。) (の表の上欄に掲げる知事管理区分に、同表下欄に掲げる数量とする。) (の表の上欄に掲げる知事管理漁獲可能量) (の表の上欄に掲げる知事管理漁獲可能量) (の表の上欄に掲げる知事管理漁獲可能量) (の表の上欄に掲げる知事管理漁獲可能量) (のまの主人の表の上側に掲げる知事管理漁獲可能量) (の表の上側に掲げる知事管理漁獲可能量) (の表の上側に掲げる知事管理漁獲可能量) (の表の上側に掲げる知事管理漁獲可能量) (の表の上側に掲げる知事管理漁獲可能量) (の表の上側に掲げる知事管理漁獲可能量) (の表の上側に掲げる知事管理漁獲可能量) (の表の上側に掲げる知事管理区分に属する漁業を除く。) における漁業法 (の表の上側に掲げる知事管理区分に属する漁業法) (の表の上側に掲げる知事管理区分に属する漁業法) (の表の上側に掲げる知事管理区分に属する漁業法) (の表の上側に掲げる知事管理区分に属する漁業法) (の表の上側に掲げる知事管理区分に属する漁業法) (の表の上側に掲げる漁業法) (の表の上側に表の上側に表の上側に表の上側に表の上側に表の上側に表の上側に表の上側	(1) 当該知事管理区分及び知事管理区分に属する漁業を除く。以下「するめいか漁業」とい 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを 「大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを 「大分県では所文は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを 「大分県では所文は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを 「大分県では所文は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを 「大分県では所文は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを 「大分県では所文は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを 「大分県では一田大分県知事管理区分及び知事管理区分及び知事管理区分及び知事管理区分及び知事管理区分及び知事管理区分及び知事管理区分及び知事管理区分との漁獲量の管理の手法等 「大分県する漁業(大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「するめいか漁業」とい 「大分県中国、「大力県知事」」とい 「大分県知事」」とい 「大分県知事」」とい 「大分県知事」」とい 「大分県知事」」、「大の表の上欄に掲げる知事で 後可能量は、次のとおりとする。 「大分県知事」」とい 「大分県知事」」という。)第十六条第一項に規定する知事で 後可能量は、次のとおりとする。 「大分県知事」」とい 「大分県知事」」という。)第十六条第一項に掲げる知事な 後可能量は、次の表の上欄に掲げる知事で を表示して、「一根に掲げる数量とする。 「大分県知事」」とい 「大分県知事」」」という。)第十六条第一項に規定する知事で 後可能量は、次の表の上欄に掲げる知事で を表示して、「一根に掲げる知事で は、次のとおりとする。			
(2) 漁獲量の管理の手法等 (2) 漁獲量の管理の手法等 (2) 漁獲量の管理の手法等 (3) 漁獲量の管理の手法等 (4) 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない 第二管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までと する。 (5) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁 大分県漁獲可能量による管理ととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努 備考 第三 企業 (6) 第二 本語 (1) 第三 本語 (1) 第二 本語 (1) 第	(2) 漁獲量の管理の手法等 (2) 漁獲量の管理の手法等 (3) 漁獲量の管理の手法等 (4) 漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月十日までとする。 (5) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (6) 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (7) 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (8) 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁大分県漁獲可能量による管理とし、漁獲・ (6) 漁獲・ (7) 漁獲・ (8) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 漁獲努力量(単位:船舶の隻数) (6) 次の種類 (7) 漁獲・ (7) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げるとおりとする。 (9) 漁獲・ (1) 次の表に掲げるとおりとする。 (1) 次の表に掲げるとおりとする。 (2) 漁獲・ (3) 漁獲・ (4) 次の表に掲げるとおりとする。 (5) 漁獲・ (6) 次の表に掲げるとおりとする。 (6) 漁獲・ (7) 漁獲・ (7) 漁獲・ (8) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げるとおりとする。 (6) 次の表に掲げるとおりとする。 (6) 次の表に掲げるとおりとする。 (7) 次の表に掲げるとおりとする。 (7) 次の表における当該漁業に係る漁獲・ (7) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げる当該漁業に係る漁獲・ (7) 次の表に掲げるとおりとする。 (7) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げる当該漁業に係る漁獲・ (7) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げる当該漁業に係る漁獲・ (7) 次の表に掲げるとおりとする。 (8) 次の表に掲げる当該漁業に係る漁獲・ (7) 次の表に掲げる漁業の種類に対して、漁港・ (7) 次の表に掲げる漁業の種類による管理とし、漁獲・ (7) 次の表に掲げる漁業の種類による管理とし、漁獲・ (8) 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲・ (8) 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲・ (8) 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲・ (8) 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲・ (8) 次の表に掲げる漁業の種類による管理とし、漁獲・ (8) 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲・ (8) 次の表に掲げる漁業・ (8) 次の表においては、漁獲・ (8) 次の表においては、漁獲・ (8) 次の表における漁業・ (8) 次の表における漁業・ (8) 次の表における漁業・ (8) 次の表における漁業・ (8) 次の表における漁獲・ (8) 次の表における漁業・ (8) 次の表における漁獲・ (8) 次の表における漁業・ (8) 次の表における。 (8) 次の表による。 (8) 次の表における。 (8) 次	(2) 漁獲量の管理の手法等 (2) 漁獲量の管理の手法等 (2) 漁獲量の管理の手法等 (3) 漁獲量の管理の手法等 (4) 漁獲量の管理の手法等 (5) 漁獲量の管理の手法等 (6) 漁獲量の管理の手法等 (6) 漁獲量を大分県するめいか漁業区分に配分する。 (6) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (6) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 (7) 漁獲量の管理の手法等 (6) 漁獲量の管理の手法等 (7) 漁獲量の管理の手法等 (7) 漁獲量の管理の手法等 (8) 漁獲可能量による管理以外の手法として、漁大分県漁獲可能量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。	(2) 漁獲量の管理の手法等 (2) 漁獲量の管理の手法等 (3) 漁獲量の管理の手法等 (4) 漁獲量の管理の手法等 (5) 漁獲量の管理の手法等 (6) 漁獲量を大分県するめいか漁業区分に配分する。 (6) 全量を大分県するめいか漁業区分に配分する。 (6) 全量を大分県するめいか漁業区分に配分する。 (7) 全量を大分県するめいか漁業区分に配分する。 (8) というでは、現行の水準以上に漁獲量を増加させない 備考金量を大分県するめいか漁業区分に配分する。 (6) というでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この		採捕する漁業(大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「するめいか漁業」とい大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを対象とする漁業 第一	採捕する漁業(大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「するめいか漁業」とい 大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを 対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 第一	「「大田管理区分に属する漁業を除く。以下「するめいか漁業」とい 区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。	「「大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを大分県でも漁業が、するめいかの採捕を行う水域	(今和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。)における漁業法 () 水域 () が場とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 () 対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 () 対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 () 対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 () 対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 () 対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 () 対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域 () で、、、、のとおりとする。 第一 くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和三管理大分県中国の手法等 () で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	知事管理漁獲可能量	知事管理区分	う

											:		ĵ	•		•	
						る。	覧に供す	て一般の縦覧に供する。	う。					1			
に備え置い	《部道路保全課	土木建築	間大分県	から二週	十日,	令和三年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い	図面は、	その関係図面は、	分をい								
								作月を厚か	地の区	七八六・五	t	九 · 五		В			
							す る。	共用を開台する。	する敷		;	<u> </u>	七〇・		○五番二まで	主道九一〇	
次のように道路の		の規定に	条第二項	第十八	十号)	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、	昭和二十	道路法(に表示					Ē	日田市大山町西大山字坊	日田市大山	
						百三十九号	第二百三	大分県告示第I	係図面						八七番七から	野嶽九一八	
	}	}		}	}		{		は、関), C	5		山町西大山字高	日田市大山	
									及 び B	五九・一	_,)	-t	A			
- 3	九 : 二	Ş	í			M	四八地内		上 記 A	メートル		トル	; ; ,				
— Гі. ·	九.八	九	浚	五七番	巣一	田市天瀬町馬原字鳶ノ巣一五七番	日	田線	備考	長	延	幅員	敷地の	前 後 別区域変更	間	X	及び路線名
- - -	ナ・三	5				大	Д	県道戸畑日	貞	勝	瀬	広	大分県知事	大			
一 五 · 五	八		前	五七番	巣一	田市天瀬町馬原字鳶ノ巣一五七番	日田市王								İ	令和三年三月三十日	令和三
メートル	ノートル	メ													•	覧に供する	て一般の縦覧に供する。
	 		前後別		•			及び路線名		保全課に	梁部道路:	県土木建:	過間大分	日から二	令和三年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い		その関係図面は、
<u> </u>	り届員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	対しの	区域変更		-	<u>ズ</u> 間		道路の種類								する。	区域を変更する。
貞	瀬勝	広	大分県知事	大分					に道路の	次のように道路の		第十八条第一項の規定により、	八条第一	号) 第十	(昭和二十七年法律第百八十号)	昭和二十七	道路法(
						十日	令和三年三月三十日	令和三							七号	第二百三十	大分県告示第二百三十七号
						る。 。	覧に供す	て一般の縦覧に供する。			}	}	}	}		\	
に備え置い	《部道路保全課	土木建築	間大分県	から二個	十日	その関係図面は、令和三年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い	図面は、	その関係							1		
							する。	区域を変更する。	五六		二 : 八		後	一番まで	石港町一丁目三三番までイ港町一丁目三書ニカロ	大分市生石港町	
次のように道路の		の規定に	条第一項	第十八	十号)	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、	昭和二十	道路法(世 う う		大 う 市 上 三	分線
						百三十八号		大分県告示第一							1		高崎大
,	}	}	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	}	}		{		三五		四 · 三	; = ; -t	前	囲まで		大分市生石港町	
						一〇五番二まで	主道九		メートル		メートル	1		1 - h	コ皓げ一丁目三番二から	大分市生	
五.	七八六・五	九〇 · 五	六〇· 九〇	В	坊 言	日田市大山町西大山字坊野嶽九一八七番七から日田市ナ山町西ナ山等	日田市士 田市士		長	延	敷地の幅員		前 後 別		区間		及び路線名道路の種類
					· 人 後]] j		貞	勝	瀬	広	大分県知事	大			
				-		ユ九番一 地先まで	兼九一元								白	令和三年三月三十日	令和三
<u>六</u>	七三〇・六	Ċ	了 八·	A	人	日田市大山町西大山字大	m	プ L 糸	١			- - - - - - - - - - - - - - - - - - -] - 	; ;	2	9	て一般の縦
			<u> </u> 		尚	一八七番七からへ山町西大山字宮	D 17	火山泉 県道栃野西	6,3	保全課に	柴部道路:	^异 土木建	過間大分	日から二:	令和三年三月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置	17	その関係図面は、区域を変更する。
					$\frac{1}{2}$												

					/尓				/示
		字峰 詹相大 非	意岡肥大日 『県・字田 東朝福大市	字峰和井大	倉 岡 肥 大 日 郡 県 ・ 字 田 東 朝 福 大 市	字峰 倉 岡 肥 福 村 郡 県 ・ 井 大 東 朝 福		字峰倉岡相大東朝	
	区域 災害特別警戒 と域及び土砂 と域及び土砂		区域 災害特別警戒 び土砂災害警戒		区域 災害特別警戒 区域及び土砂 主砂災害警戒	区域影別警戒	区域及び土砂	域	(災害特別警戒 (災害特別警戒 (災害警戒
	壊 地 急 の 傾 崩 斜		土石流		土石流		土石流		土石流
	と 別 お 図 り の		と 別 お 図 り の		と 別 お 図 り の		別図の		と 別 お 図 り の
令和三年三月三十日	別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり
		III ±		切	0.7	、 解		宝 十	*
		川 古 (A) 城 谷		界谷 川		解指になっています。	令 和	音警戒区 -七号。 土砂災	分県
大分県報	井 峰 倉 岡 肥 村 郡 県・ 福 東 朝 福	大日 日 十 十 十 十 十 十	ij	明 大 日 字 田 夜 市		所 在 地	令和三年三月三十日	域及び土以下「注害警戒区	大分県告示第二百四十
(告示)	区別災び区 域警害土域 戒特砂及	害 登 戒	区別災び日 域警害土場 戒特砂力	区 害 土 或 警 珳 政 戒 災	区 分	I 指 ト定 の	三十 三十 日	害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、十七号。以下「法」という。)第七条第一土砂災害警戒区域等における土砂災害時	四十一号
		土石流		土石流	類 象 自 の 然 種 現	と生害土 な原の砂 る因発災		別警戒区の第七	
	二告 大十三 百 示	十平 五成 年二	十 第 県 日 三 五 百 告 大 戸 号 二 示 分 ℙ	三十平 月六成二 四年二	番 ひ 号 告	ド月 指 〒日 定 ミ及 年		域を、次 条第一項 災害防止	}
		と別 お図 りの		と別 お図 の	表示	E 区	大分県知事	のとおり一対策の推	{
		別図のとおり		別図のとおり	再 で定めて で 関する 活	害防止対策のと 災害警戒区域等 災害警戒区域等 が変変が が変変が が変が が変が における土砂 で が が が が が が が が が が が が が が が が が が	第 広 瀬	警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。七号。以下「法」という。)第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五	
五			縦覧に供する。)	務所に備え置いて 略し、日田土木事 (「別図」は、省		備考	勝貞	6り指定した土砂災	

10 谷 古川 城 — 原

9 谷古川原

8 谷古川原

字峰 倉福村 末

珠 大 東 朝 山 字 峰 倉 宝 村 郡

11 谷 古 川 城 | 原

合楽

和
年
月
二十日

令和三年三月三十日	-	大分県報(告示)	六
十五号		たで配丁)≒1−− 大分市府内町一丁目一番十五号府内センタービル四○一	
成谷 日田市 土沙災 土石荒	五.	設立認可の年月日	
大字大 害警戒 一十五年 とおり 日日市 土布労 土石淀 平 原二 別園の 別園のとお		令和三年三月二日	
		事業年度	
び土砂		毎年四月一日から翌年三月三十一日まで	
災害特	 七	公告の方法	
別警戒		事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載して行う。	
场	<u></u> 八	当内の宅地への接続 の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	
-1			の権利変更の申し
成谷 日田市 上沙廷 上石布 平戊二 別図の 別図		プ写学言画では他別利月区を気をついたい力を一個別利月区内の写出へ	
大字大 害警伐		出をすることはできない。	
	九	権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限	
岡県朝「び土砂 十八日 三月 1		令和三年四月二十八日	
災害特		······································	
別警戒	 大	大分県告示第二百四十三号	
域		(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、	次のとおり都市
1	計	計画事業の事業計画の変更を認可した。	
***************************************		令和三年三月三十日	
大分県告示第二百四十二号		大分県知事 広 瀬	勝貞
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定により、	り、市街地再開 一	施行者の名称	
発組合の設立について、次のとおり認可した。		大分市	
令和三年三月三十日		都市計画事業の種類及び名称	
大分県知事 広 瀬	勝貞	大分都市計画下水道事業	
一 組合の名称		大分市公共下水道	
末広町一丁目地区市街地再開発組合	===	事業施行期間	
二 事業施行期間		変更前 昭和四十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで	
組合設立認可公告の日から令和九年三月三十一日まで		変更後 昭和四十一年四月一日から令和九年三月三十一日まで	
三 施行地区	四	事業地	
大分市末広町一丁目二番、四番、五番、六番、七番、七番一、八番、カ	九番、十番、十一	1 収用の部分	
番三、十二番、十三番、十四番、十五番、十八番、十八番一の一部、十九番、	番、二十番、二	(稙田処理区)	
十一番、二十二番、二十三番、二十四番一、二十四番二及び二十五番並びに三十四番一	に三十四番一及	変更なし	
び四十一番一の各一部並びに要町千番一の一部		(中央処理区)	
四 事務所の所在地		変更なし	
	-		

〃 下郡中央二丁目二番一六号	關正明	"	令三· 三· 四 五·〇〇 三四·八七	一八番一 二十二二	号[
〃 大字片島七九三番地	足立一夫	"	メートルメート	日午市大字牛村字尾上田二一	
〃 大字津守八五一番地	副弘二	"	月日 道路の幅員 道路の	指定位置	指定番号
/ 大字田尻四三六番地の一	安東千博	"	大分長印事 太 順 券 貞	令和三年三月三十日	令和三
大分市大字木上二八三番地	漆 間 桂 造	理事		ように道路の位置を指定した。	ように道路
住	氏名	役名	一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次の	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)大分県告示第二百四十四号	建築基準
	以)	(就任役員)			-
/ 大字皆春一五八三番地	荒木平生	"		変更なし	変更
/ 大字曲六四五番地	尾藤幸博	"		南郭処理文)変更なし	(南郭)
〃 大字木上九八六番地	豊東甫	監事		(大在処理区)	(大在
/ 大字森四八四番地の四	加藤博士	"		変更なし	変更
〃 下郡中央二丁目二番一六号	關正明	"		東部処理文)変更なし	東郊変更
/ 大字片島七九三番地	足立一夫	"		(中央処理区)	中央
〃 大字津守八五一番地	副弘二	"		変更なし	変更
大分市大字田尻四三六番地の一	安東千博	理事		値田処理区)	2 使用
住	氏名	役 名		変更なし	変
	- 只) -	(退任役員		(南部処理区)変更なし	(南部
大分県知事 広 瀬 勝 貞				(大在処理区)	(大在
	令和三年三月三十日があった。	一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年		字太田平、字太田、	ヶ迫、
6(大分市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、明治大分	(大分市)から、昭和二十四年法律	水路土地改良区()	の事業地に大字森字北原、字鴨園及び字久保山の各一部並びに大字横尾字上鴨園、字梶十一号、平成二十七年大分県告示第四百二十三号及び平成三十年大分県告示第六百号の第五百六十六号、平成十七年大分県告示第五十四号、平成二十四年大分県告示第七百七	の事業地に大字森字北原、字鴨園及び十一号、平成二十七年大分県告示第四第五百六十六号、平成十七年大分県生	の 十 第 五 五 五 五
告	○公		平成十一年大分県告示第五百九十六号、平成十四年大分県告示三示第百十二号、昭和六十年大分県告示第千四十八号、平成三年	大分県告示第千十八号、平成十一年大公昭和四十八年大分県告示第百十二号、	大分県和
				(東部処理区)	(東部

令和三年三月三十日

大分県報(告示・公告)

地改良区(大 土地改良法 監 " " " 事 令和三年三月三十日 大分県報 (公告) 八

"	"	"		理事	役 名	(退任役員		令和三年	めった。	地改良区(大	白		"	"	監事	"	"
髙橋正行	池部俊之	藤	1.00	渡邉信郎	氏名			令和三年三月三十日		(大分市) から、退任役員及ひ並	(昭和二十四		阿部文明	尾藤幸博	豊東甫	荒木平生	加藤博士
《 大字木上一四九一番地	〃 大字木上一四○七番地	=		大分市大字木上一七五三番地	住		大分県知事 広 瀬 勝 貞			退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出が	正元元)(ジェンジ:『「こう、ここ)) 第一八条第十七項の規定により、内稙田土	***************************************	〃 大字森町八九六番地	〃 大字曲六四五番地	〃 大字木上九八六番地	〃 大字皆春一五八三番地	 大字森四八四番地の四
		監事	往名		(就任役員)	7 1 2	改良区(豊後大野	土地改良法			''	'I'	"	監事	"	"	"
		倉 原 宗 勝	日名				三十日市)から、	-4-	}		池部英一	池部俊之	渡邊信郎	衛 藤 久 雄	渡邉博文	髙橋政彦	渡邊修蔵
		豊後大野市緒方町下徳田三〇六番地	自		ブクリ矢草 戸 対 朋	Į,	就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。	和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、明			〃 大字木上一五九九番地の七	〃 大字木上一四○七番地	〃 大字木上一七五三番地	〃 大字木上一三九四番地	〃 大字木上一四七五番地	〃 大字木上一四○八番地	〃 大字木上一七七八番地
					ļ	Į	た。 	明正土地									

役

名

氏

名

住

所

(就任役員)

"

渡 池

邉

幸

市

"

大字木上一七八一番地 大字木上一三四九番地

邉

修

次

監

事

衛

藤

泰

雄

大字木上一四四九番地の二

齋

美

徳

"

大字木上一六一九番地

理

事

時

夫

大分市大字木上一三六四番地の二

大字木上一三五一番地の一

"

池 渡

辺 邉

省